

広島県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次の者の特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年3月24日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所		特定講習の種別	廃止しようとする年月日
			名 称	所 在 地		
株式会社江田島 自動車学校	江田島市江田島町鷺 部四丁目3番23号	鈴木 信男	江田島自動車学校	江田島市江田島町鷺 部四丁目3番23号	初心運転者講習	平成28年3月31日